

保育園の申込スケジュール

1

保育園の入所(園)には、年度始まりの4月1日から入所する「一斉入所」と4月2日以降の年度途中で入所する「途中入所」があります。



一斉入所

申請書配布

配布時期: 令和7年9月4日(木)～

配布場所: 区役所、各保育施設 一部の書類は8月1日より大阪市 HP からダウンロード可能



申請書類

すべての保護者の方に共通して記入していただく書類

「子どものための教育・保育給付

保育認定(変更)申請書兼保育施設・事業利用調整申込書」

「利用調整調査票(その1・2)」

「個人情報に係る同意書及び利用申込みに係る確認書」

「個人番号記載用紙」

保育が必要な理由を証明する書類 ※保育が必要な理由により提出書類が異なります。

「就労証明書」

「就学等証明書・求職活動状況申告書」

「介護・看護状況申告書」 など

申込児童又は世帯の状況に応じて必要な書類

・児童の障がい・疾病にかかる必要書類: 「対象児童用診断書」

・20歳以上65歳未満の同居の親族、65歳未満で1Km 圏内に別居の祖父母の証明:
「保育理由証明及び申告書」

・ひとり親の方: 「児童扶養手当証書」 など

・市外から転入された方: 「課税証明書」

※その他、必要に応じて提出をお願いします。

申請書類は「保育施設・事業利用の案内」にセットしてありますが、必要に応じて区役所で配布、もしくは HP からダウンロードをお願いします。

1次調整 ※1年で一番多く募集枠があります。

① 申込・面接の予約

大阪市行政オンラインシステムで予約受付をします。

予約受付開始: 令和7年9月8日(月)9時～

募集予定人数公表(大阪市 HP にて): 令和7年9月8日(月)



② 申込・面接

受付・面接の期間: 令和7年 10月1日(水)～10月15日(水)

受付・面接場所: お住まいの区指定の面接会場(鶴見区は鶴見区役所402会議室)

※申請書持参の上、お子さま同伴で。

③ 申込状況公表(P.4で説明)

令和7年10月28日(火)



④ 不足書類提出・希望先変更

提出締め切り: 令和7年11月17日(月)

希望先変更をするには、「変更届」を提出いただきます。



⑤ 結果通知

結果通知: 令和8年 1月26日(月)発送 すべて郵送にて通知します。

2次調整 ※1次調整の結果、空き枠がある場合に行います。

1次調整で保留となった方と新たに申請された方を対象に調整を行います。

① 申込・面接・希望先変更

受付期間: 令和8年 1月9日(金)～2月6日(金)

受付場所: 鶴見区役所 1階 12番窓口

新規の方は申請書持参の上、お子さま同伴で。

1次調整で申請済みの方で希望先等変更される場合は「変更届」を提出。



② 空き情報公表

令和8年 1月26日(月)



③ 結果通知

結果通知: 令和8年2月27日(金)発送 すべて郵送にて通知します





途中入所



① 申込・面接・希望先変更

受付期間：入所希望月の前月 5 日（土日祝の場合は翌開庁日）

受付場所：鶴見区役所 1 階 12 番窓口

新規の方は申請書持参の上、お子さま同伴で。

年度内に申請済みの方で希望先等変更される場合は「変更届」を提出

② 空き情報公表

毎月 1 日（翌月分を公表）

③ 結果通知

20 日前後に結果を通知します。

内定の方には電話連絡、保留の方には郵送します。

（保留の通知は入所希望月分のみ郵送されます。翌月以降は内定の場合のみの連絡となります。）

※区によって通知の時期、方法は異なります。



※内定された場合、入所するまでに説明会、健康診断、制服採寸、用品購入などがあります。

日程等については園から案内があります。

※年度ごとの申請が必要です。

その年度にすでに申請をしている場合は、毎月申請をする必要はありません。



※利用できるクラス

・4月1日時点の年齢で利用するクラスが決まります。

・鶴見区の保育所は原則、生後6か月からの利用となっています。

※一部の園については、2か月からの利用が可能

・1次調整でのお申し込みは、原則令和7年10月1日以前に生まれた方になります。

（2か月から利用可能な園を除く）

選考方法

「令和8年度 保育施設・保育事業利用の案内」P.22～25 参照

○保育の必要性が高いお子さまが優先的に利用できるよう、「保育利用調整基準」に基づいて点数をつけます。

- ①「基本点数表」により、世帯の保育の必要性に応じ基本点数を設定します。父、母ともにそれぞれ100点満点、合わせて200点が満点となります。
- ②「調整指数表」により、世帯の状況に該当する内容に応じて加点、減点を行います。
- ③「基本点数」と「調整指数」を合算します。

基本点数
(父、母ともにひとり100点満点
= 200点満点)



調整指数
世帯の状況に該当する内容に応じて
加点・減点

○募集数より申込数が多かった場合は「利用調整」によって入所者を決定します。

- ①点数の高い世帯から順に利用を決定します。
- ②同一点数で並んだ場合は、「順位表」により優先順位を決定します。

※保育利用調整基準は年度で変更される場合があります。

※大阪市内の保育施設等で勤務している保育士、看護師等のお子さまは優先的に利用調整を行っています。

申込状況・空き状況

「申込数及び申し込み状況
(令和7年度)」参照

一次調整

申込状況は1次調整受付締切後に公表されます。

令和7年 10月28日(火)

※申込者数は第1希望の園のみに計上されています。

途中入所

毎月1日に翌月の空き状況がホームページに公表されます。



令和7年度一斉入所1次調整申込み状況

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
募集数	225	234	74	32	30	30
申込者数	169	376	93	95	10	3

※募集数は公表時点のものであり、選考までの間に増減することがあります。

※募集数が0になっている園もありますが、お申込みができないわけではありません。

※募集数は年度によって違います。

保 育 料

5

「令和7年9月現在 保育料金額表」

「保育料の決定に関する市民税額等の見方」参照

保護者の市民税の所得割額の合計 と 保育必要量(標準時間/短時間)により保育料を決定します。

算定のもとになる市町村民税の年度

令和7年度		令和8年度
4月～8月分	9月～翌年3月分	4月～8月分
令和6年度の市民税で算定 (令和5年1月～12月の所得金額が対象)		令和7年度の市民税で算定 (令和6年1月～12月の所得金額が対象)

計算方法

父母の年収が合算して103万円未満で、生計を同一とする祖父母のいずれかが年収300万円を超える場合は、その祖父母の市民税も合算して保育料を算定します。

要点

毎年6月頃にお手元に届く「市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書」等をご参照ください。保護者の市民税の税額控除前所得割額を「大阪市保育料金額表」に照らし合わせると概ねの保育料がわかります。(父母ともに課税の場合はご夫婦の合算)

保育料の例

- ・4月1日の年齢が1歳のお子さまが、標準時間認定で保育を利用。
- ・父の所得割額が173,680円、母が配偶者控除の対象となっているお子さまの場合

$$173,680円 \times 6 \div 8 = 130,260円$$

申込冊子28ページの大阪市保育料金額表に照らし合わせると13階層(32,700円)となります。

税額控除前所得割に6/8をかけた金額の父母の合計を「大阪市保育料金額表」に照らし合わせます。

令和3年度 給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)		税額控除前所得割額④		納付額		受給者番号	
給与収入	543,629	税額控除前所得割額④	173,680	6月分	9,900	×	×
主たる給与		税額控除額⑤	88,979	7月分	9,200	×	×
所得③A-B	217,100	所得割額⑥	84,700	8月分	9,200	×	×
税均等割額⑦	3,500	税均等割額⑦	3,500	9月分	9,200	×	×
税額控除額⑤	43,420	税額控除額⑤	22,245	10月分	9,200	×	×
所得割額⑥	21,100	所得割額⑥	21,100	11月分	9,200	×	×
税均等割額⑦	1,800	税均等割額⑦	1,800	12月分	9,200	×	×
特別徴収税額⑧	111,100	特別徴収税額⑧	111,100	1月分	9,200	×	×
控除不足額⑨	0	控除不足額⑨	0	2月分	9,200	×	×
既充当額⑩	0	既充当額⑩	0	3月分	9,200	×	×
既納付額⑪	0	既納付額⑪	0	4月分	9,200	×	×
前納付額⑫	111,100	前納付額⑫	111,100	5月分	9,200	×	×
増減額⑬	0	増減額⑬	0				
変更月	一月	変更月	一月				

令和3年度 給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)		税額控除前所得割額④		納付額		受給者番号	
給与収入	543,629	税額控除前所得割額④	173,680	6月分	9,900	×	×
主たる給与		税額控除額⑤	88,979	7月分	9,200	×	×
所得③A-B	217,100	所得割額⑥	84,700	8月分	9,200	×	×
税均等割額⑦	3,500	税均等割額⑦	3,500	9月分	9,200	×	×
税額控除額⑤	43,420	税額控除額⑤	22,245	10月分	9,200	×	×
所得割額⑥	21,100	所得割額⑥	21,100	11月分	9,200	×	×
税均等割額⑦	1,800	税均等割額⑦	1,800	12月分	9,200	×	×
特別徴収税額⑧	111,100	特別徴収税額⑧	111,100	1月分	9,200	×	×
控除不足額⑨	0	控除不足額⑨	0	2月分	9,200	×	×
既充当額⑩	0	既充当額⑩	0	3月分	9,200	×	×
既納付額⑪	0	既納付額⑪	0	4月分	9,200	×	×
前納付額⑫	111,100	前納付額⑫	111,100	5月分	9,200	×	×
増減額⑬	0	増減額⑬	0				
変更月	一月	変更月	一月				

令和3年度 給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)		税額控除前所得割額④		納付額		受給者番号	
給与収入	543,629	税額控除前所得割額④	173,680	6月分	9,900	×	×
主たる給与		税額控除額⑤	88,979	7月分	9,200	×	×
所得③A-B	217,100	所得割額⑥	84,700	8月分	9,200	×	×
税均等割額⑦	3,500	税均等割額⑦	3,500	9月分	9,200	×	×
税額控除額⑤	43,420	税額控除額⑤	22,245	10月分	9,200	×	×
所得割額⑥	21,100	所得割額⑥	21,100	11月分	9,200	×	×
税均等割額⑦	1,800	税均等割額⑦	1,800	12月分	9,200	×	×
特別徴収税額⑧	111,100	特別徴収税額⑧	111,100	1月分	9,200	×	×
控除不足額⑨	0	控除不足額⑨	0	2月分	9,200	×	×
既充当額⑩	0	既充当額⑩	0	3月分	9,200	×	×
既納付額⑪	0	既納付額⑪	0	4月分	9,200	×	×
前納付額⑫	111,100	前納付額⑫	111,100	5月分	9,200	×	×
増減額⑬	0	増減額⑬	0				
変更月	一月	変更月	一月				

令和3年度 給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)		税額控除前所得割額④		納付額		受給者番号	
給与収入	543,629	税額控除前所得割額④	173,680	6月分	9,900	×	×
主たる給与		税額控除額⑤	88,979	7月分	9,200	×	×
所得③A-B	217,100	所得割額⑥	84,700	8月分	9,200	×	×
税均等割額⑦	3,500	税均等割額⑦	3,500	9月分	9,200	×	×
税額控除額⑤	43,420	税額控除額⑤	22,245	10月分	9,200	×	×
所得割額⑥	21,100	所得割額⑥	21,100	11月分	9,200	×	×
税均等割額⑦	1,800	税均等割額⑦	1,800	12月分	9,200	×	×
特別徴収税額⑧	111,100	特別徴収税額⑧	111,100	1月分	9,200	×	×
控除不足額⑨	0	控除不足額⑨	0	2月分	9,200	×	×
既充当額⑩	0	既充当額⑩	0	3月分	9,200	×	×
既納付額⑪	0	既納付額⑪	0	4月分	9,200	×	×
前納付額⑫	111,100	前納付額⑫	111,100	5月分	9,200	×	×
増減額⑬	0	増減額⑬	0				
変更月	一月	変更月	一月				

令和3年度 給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)		税額控除前所得割額④		納付額		受給者番号	
給与収入	543,629	税額控除前所得割額④	173,680	6月分	9,900	×	×
主たる給与		税額控除額⑤	88,979	7月分	9,200	×	×
所得③A-B	217,100	所得割額⑥	84,700	8月分	9,200	×	×
税均等割額⑦	3,500	税均等割額⑦	3,500	9月分	9,200	×	×
税額控除額⑤	43,420	税額控除額⑤	22,245	10月分	9,200	×	×
所得割額⑥	21,100	所得割額⑥	21,100	11月分	9,200	×	×
税均等割額⑦	1,800	税均等割額⑦	1,800	12月分	9,200	×	×
特別徴収税額⑧	111,100	特別徴収税額⑧	111,100	1月分	9,200	×	×
控除不足額⑨	0	控除不足額⑨	0	2月分	9,200	×	×
既充当額⑩	0	既充当額⑩	0	3月分	9,200	×	×
既納付額⑪	0	既納付額⑪	0	4月分	9,200	×	×
前納付額⑫	111,100	前納付額⑫	111,100	5月分	9,200	×	×
増減額⑬	0	増減額⑬	0				
変更月	一月	変更月	一月				

令和3年度 給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)		税額控除前所得割額④		納付額		受給者番号	
給与収入	543,629	税額控除前所得割額④	173,680	6月分	9,900	×	×
主たる給与		税額控除額⑤	88,979	7月分	9,200	×	×
所得③A-B	217,100	所得割額⑥	84,700	8月分	9,200	×	×
税均等割額⑦	3,500	税均等割額⑦	3,500	9月分	9,200	×	×
税額控除額⑤	43,420	税額控除額⑤	22,245	10月分	9,200	×	×
所得割額⑥	21,100	所得割額⑥	21,100	11月分	9,200	×	×
税均等割額⑦	1,800	税均等割額⑦	1,800	12月分	9,200	×	×
特別徴収税額⑧	111,100	特別徴収税額⑧	111,100	1月分	9,200	×	×
控除不足額⑨	0	控除不足額⑨	0	2月分	9,200	×	×
既充当額⑩	0	既充当額⑩	0	3月分	9,200	×	×
既納付額⑪	0	既納付額⑪	0	4月分	9,200	×	×
前納付額⑫	111,100	前納付額⑫	111,100	5月分	9,200	×	×
増減額⑬	0	増減額⑬	0				
変更月	一月	変更月	一月				

令和3年度 給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)		税額控除前所得割額④		納付額		受給者番号	
給与収入	543,629	税額控除前所得割額④	173,680	6月分	9,900	×	×
主たる給与		税額控除額⑤	88,979	7月分	9,200	×	×
所得③A-B	217,100	所得割額⑥	84,700	8月分	9,200	×	×
税均等割額⑦	3,500	税均等割額⑦	3,500	9月分	9,200	×	×
税額控除額⑤	43,420	税額控除額⑤	22,245	10月分	9,200	×	×
所得割額⑥	21,100	所得割額⑥	21,100	11月分	9,200	×	×
税均等割額⑦	1,800	税均等割額⑦	1,800	12月分	9,200	×	×
特別徴収税額⑧	111,100	特別徴収税額⑧	111,100	1月分	9,200	×	×
控除不足額⑨	0	控除不足額⑨	0	2月分	9,200	×	×
既充当額⑩	0	既充当額⑩	0	3月分	9,200	×	×
既納付額⑪	0	既納付額⑪	0	4月分	9,200	×	×
前納付額⑫	111,100	前納付額⑫	111,100	5月分	9,200	×	×
増減額⑬	0	増減額⑬	0				
変更月	一月	変更月	一月				

令和3年度 給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)		税額控除前所得割額④		納付額		受給者番号	
給与収入	543,629	税額控除前所得割額④	173,680	6月分	9,900	×	×
主たる給与		税額控除額⑤	88,979	7月分	9,200	×	×
所得③A-B	217,100	所得割額⑥	84,700	8月分	9,200	×	×
税均等割額⑦	3,500	税均等割額⑦	3,500	9月分	9,200	×	×
税額控除額⑤	43,420	税額控除額⑤	22,245	10月分	9,200	×	×
所得割額⑥	21,100	所得割額⑥	21,100	11月分	9,200	×	×
税均等割額⑦	1,800	税均等割額⑦	1,800	12月分	9,200	×	×
特別徴収税額⑧	111,100	特別徴収税額⑧	111,100	1月分	9,200	×	×
控除不足額⑨	0	控除不足額⑨	0	2月分	9,200	×	×
既充当額⑩	0	既充当額⑩	0	3月分	9,200	×	×
既納付額⑪	0	既納付額⑪	0	4月分	9,200	×	×
前納付額⑫	111,100	前納付額⑫	111,100	5月分	9,200	×	×
増減額⑬	0	増減額⑬	0				
変更月	一月	変更月	一月				

令和3年度 給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)		税額控除前所得割額④		納付額		受給者番号	
給与収入	543,629	税額控除前所得割額④	173,680	6月分	9,900	×	×
主たる給与		税額控除額⑤	88,979	7月分	9,200	×	×
所得③A-B	217,100	所得割額⑥	84,700	8月分	9,200	×	×
税均等割額⑦	3,500	税均等割額⑦	3,500	9月分	9,200	×	×
税額控除額⑤	43,420	税額控除額⑤	22,245	10月分	9,200	×	×
所得割額⑥	21,100	所得割額⑥	21,100	11月分	9,200	×	×
税均等割額⑦	1,800	税均等割額⑦	1,800	12月分	9,200	×	×
特別徴収税額⑧	111,100	特別徴収税額⑧	111,100	1月分	9,200	×	×
控除不足額⑨	0	控除不足額⑨	0	2月分	9,200	×	×
既充当額⑩	0	既充当額⑩	0	3月分	9,200	×	×
既納付額⑪	0	既納付額⑪	0	4月分	9,200	×	×
前納付額⑫	111,100	前納付額⑫	111,100	5月分	9,200	×	×
増減額⑬	0	増減額⑬	0				
変更月	一月	変更月	一月				

保育料の無償化について

- 3歳児クラス以上、0～2歳児クラスの非課税世帯 及び 第2子以降の保育料は無料です。
※制度改正により、令和6年9月以降、第2子以降のお子さまから保育料が無料となりました。
- 3歳児クラス以上は主食費に加え、副食費がかかります(免除の場合あり)。
- ひとり親世帯等への負担軽減もあります。
- 各園によって、諸経費、延長料金等がかかります。

園にかかる諸経費や、延長保育料、3歳児以降の主食費(ご飯)、副食費(おかず・おやつ代)は別途保育園へお支払いいただく必要があります。

園にかかる諸経費



主食費(ご飯)



副食費(おかず等)



副食費の免除

- ・第3子以降のお子さま
- ・保育料の利用者負担区分が1～8A 階層の世帯
- ・ひとり親世帯または障がい者のいる世帯で利用者負担区分が1～9 階層の世帯